

「研究活動における不正行為防止の
ための対応」について
(令和2年12月)

農林水産省農林水産技術会議事務局
研究調整課会計班

目次

1	研究活動における不正行為	
	特定不正行為	1
	委託費の不正使用・不正受給	2
2	不正行為が行われた場合の措置	3
3	不正行為に関するガイドライン	4
4	各研究機関における不正行為防止に向けた体制整備	
	研究倫理教育の体制整備	5
	研究管理体制の整備	6
5	各研究機関における不正行為防止対策の強化に向けて	7
6	農林水産省における各研究機関における 体制整備状況の確認	8
7	「研究倫理に関する誓約書」の提出	9
8	各研究機関における不正行為発生時の対応	10
9	研究費不正使用事案	11
10	農林水産省の不正行為対応窓口	13

1 研究活動における不正行為

特定不正行為

- 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

1 研究活動における不正行為

委託費の不正使用・不正受給

- 不正使用：私的流用、委託研究に関連しない用途への使用等
- 不正受給：偽りその他不正な手段により委託費を受給すること

2 不正行為が行われた場合の措置

- 委託費の打ち切り／一部又は全部の返還
- 研究資金への申請の制限

悪質性や社会的影響度に応じて1～10年間

※組織的な不正と認定された場合には、指名停止措置（役務等契約に係る参加資格の制限）が科せられます。

- 他の競争的資金等を所管する国の機関に情報を提供

他の事業等でも申請が制限される場合がある

- 不正行為、措置対象者の公表

不正行為

不正行為が行われれば、不正を行った者だけでなく、その監督者や組織に対する信頼の失墜にもつながります！

3 不正行為に関するガイドライン

特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）

- 農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（農林水産省）

委託費の不正使用・不正受給

- 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（農林水産省）

4 各研究機関における 不正行為防止に向けた体制整備

研究倫理教育の体制整備

- 研究倫理教育責任者の設置
研究機関における研究倫理教育の推進を統括する責任者の設置及び、研究者等への教育を推進するための体制や規程類の整備。
- 研究倫理教育の実施
eラーニング教材、ビデオ映像やJST作成のパンフレット等を活用し、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育を実施。
- 告発・相談受付窓口の設置
コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底。

4 各研究機関における 不正行為防止に向けた体制整備

研究管理体制の整備

- 委託費の適正な運営・管理のための責任体制の整備
最高責任者は、責任を持って管理体制を定め、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、機関の内外に周知・公表する。
- 委託費に関する事務手続きルールの明確化
全ての研究関係者に向け、分かり易く、明確な事務手続きを定め広く周知するとともに、ルールが適正に運用されていることをチェックし必要に応じて改正する。
また、委託費執行に係る研究者や事務担当者の職務権限・決裁権限を明確にし、機関全体で事務手続きルールを統一する。

5 各研究機関における不正行為防止対策の強化に向けて

研究費不正根絶のための新たな対策

依然として様々な形での研究費不正が発生し続けているため、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するため、従前の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、不正防止対策の強化を図ることとしている。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化 ～不正根絶に向けた最高管理責任者のリーダーシップと役割の明確化～	意識改革 ～コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透～	不正防止システムの強化 ～監督機能の強化と不正を行える「機会」の根絶～
<ul style="list-style-type: none"> ●最高管理責任者による不正根絶への強い決意表明と役員会での審議の要件化 ●監事に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化 ●効果的な内部統制運用のため不正防止のPDCAサイクルを徹底 <p>【不正防止計画への内部監査結果の反映等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●統括管理責任者が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化 ●不正根絶に向けた啓発活動（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化 ●啓発活動では、コンプライアンス教育と併用・補完し内部監査の結果など認識の共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化 ●監事・会計法人・内部監査部門の連携を明確化し、不正防止システムのチェック機能の強化 ●コーポレートカードの利用等、研究者を支払いに関与させない支出方法等の導入等

6 農林水産省による各研究機関における体制整備状況の確認

- 体制整備が適切に行われていることを確認するため、毎年度、チェックリストによる確認を行う。
- チェックリストの内容に応じて、書面調査、面接調査及び実地調査（疑義情報のある研究機関には抜き打ち調査）を行う場合がある。
- 体制整備等に不備があった場合、管理条件を付して改善を指示し、改善が認められない場合は、間接経費額の削減、資金配分の停止を行うことがある。

7 「研究倫理に関する誓約書」の提出

各研究機関は委託契約時に不正行為防止に向けた体制・対応を整備し、不正行為に関するガイドライン及び規程について遵守することや研究機関内の倫理教育等の実施を誓約する『**研究倫理に関する誓約書**』を提出。

誓約書を提出しない研究機関あるいは研究倫理教育を受講していない研究者等は、委託研究業務に参加することは認められません。

8 各研究機関における不正行為発生時の対応

- 農林水産省への不正行為疑義発覚の報告
- 不正行為が発生した研究機関において調査委員会の設置及び調査の実施並びに調査結果の報告
- 研究機関における再発防止策の策定
- 研究者等に対する委託費の使用停止等の措置
- 不正が行われた場合の研究機関内における懲戒等の措置

9 研究費不正使用事案

○△大学における委託研究に係る不適正な経理処理に対する措置について

要因

計上した予算額は全額使い切らないといけないといった誤った認識。

不正な請求

無関係の業務に従事したのに委託業務に従事したように申請させたり、従業時間を過大に計上させた。

委託費の
目的外
使用及び
不正使用

○不正請求を行った同大学研究者に対しての措置

1. 不正使用した委託費について加算金を科しての返還要求
2. 該当研究者に対して委託研究資金への申請等資格制限
3. 大学が講じる所要の再発防止策の実施状況調査及び確認

9 研究費不正使用事案

株式会社○△における試験研究費の不正使用に対する措置について

要因

役職員の委託費の運用の適正性等に対する意識が希薄であり、管理者によるチェック機能も有効ではなかった

不正な請求

人件費の過大計上、証拠書類の作成手順違反等

委託費の
目的外
使用及び
不正使用

○不正請求を行った会社に対しての措置

1. 不正使用した委託費について加算金を科しての返還要求
2. 組織に対して委託研究資金への役務等契約に係る指名停止措置
3. 会社が講じる所要の再発防止策の実施状況調査及び確認

10 農林水産省の不正行為対応窓口

農林水産省HP

『農林水産省における研究活動の不正行為への対応』

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

受付窓口

農林水産省 農林水産技術会議事務局

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

直通電話 03-3501-4609（研究活動の不正行為）

03-3591-7902（研究費の不正使用、不正受給）

ファクシミリ 03-3507-8794（研究活動の不正行為）

03-5511-8622（研究費の不正使用、不正受給）

* 電話による受付時間は、平日 9時30分～12時15分
13時00分～18時15分です